

告 示

埼玉県選管告示第五十四号

平成二十四年四月十五日執行の志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、同年七月十二日付けで埼玉県志木市本町三丁目十番十一号清水信勝から提起のあった審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

裁 決 書

埼玉県志木市本町三丁目１０番１１号

審査申立人 清 水 信 勝

上記審査申立人から平成２４年７月１２日付けで提起された平成２４年４月１５日執行の志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

１ 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成２４年４月１５日執行の志木市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人有賀千歳（以下「当選人」という。）の当選は無効とする決定を求めた異議の申出について、志木市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が同年６月２２日付けで申立人の異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求める、というものである。

２ 審査の申立ての理由

その理由を要約すれば、次のとおりである。

（１）当選人の被選挙権の欠如について

住民基本台帳上の転入届出は実際に住んでいなくても登録でき、電気、ガス、水道の使用量が著しく少なく、当選人とその娘の２人で生活していた根拠はない。したがって、当選人の東京都東久留米市神宝町一丁目２番２０号（以下「前住所地」という。）の居宅と埼玉県志木市柏町五丁目１８番３３号コーポヤナセ１０１号（以下「新住所地」という。）の電気等の使用量を再調査する必要がある。

（２）当選人のアパートの部屋の面積について

また、当選人のアパートについて、室内の確認自体は認められるが、ＮＰＯ法人の事務所、所属する政党、後援会の事務所、２名の生活者という使用状況に対して６帖の部屋では足りないはずであり、広さについて疑問がある。

（３）当選人の地方公務員法違反及び選挙運動違反について

当選人がNPO法人の理事長の仕事公務員と併せて行っていたことは、教員仲間、父兄からも不評であり、地方公務員法に抵触する。また、教員生活をしていながら、選挙活動していた事実があり、選挙違反として警察にも通報している。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を徴した。また、市委員会及び申立人から関係する証拠物件の提出を求めるとともに、当選人を含む関係人に対して証言及び申述を求め、さらに近隣住民への聴き取り調査を行うなど、慎重に審理した。

なお、申立人には反論書の提出依頼及び審尋への出頭依頼を適正に行ったが、申立人から反論書は提出されず、審尋にも出頭する時間がないとの理由から出頭しなかったため、申立人の主張については、審査申立書のみでしか確認できなかった。

その結果は次のとおりである。

1 当選人の自らの生活の本拠に関する主張

その主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 新住所地における転居前の当選人の使用状況について

志木市の柏葉バスケットボールクラブの事務所として、当クラブの事務処理や指導者と話し合いをするために使用していた。また週に2、3日は郵便物の整理などで定期的に立ち寄っていた。

(2) 新住所地における転居後の当選人の生活実態について

ア 平成23年11月21日に前住所地から転居して以来、新住所地から職場である朝霞市内の小学校に通勤していた。就寝する場所は部屋に備え付けのベッドか、床に布団を敷いて寝ていた。就寝時間は早い場合で午後8時から午後9時の間、遅い場合で午後11時過ぎであった。また暖房器具は石油ストーブを使用し、就寝中はこれを使用しなかった。

イ 平日は小学校での勤務があるので、午前7時ごろに新住所地から出勤していた。小学校での勤務を終えてからは、志木市の柏葉バスケットボールクラブの活動へ参加し、午後7時30分の活動終了後に新住所地に帰宅していた。

ウ 志木市の柏葉バスケットボールクラブの活動は原則として毎週火曜日、木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日に練習あるいは試合を行っており、そこにコーチとしてほぼ毎回参加している。土曜日や日曜日は当クラブの練習試合や大会参加があるため、朝早くから外出していた。

エ 食事については、朝食はとらず、昼食は平日においては学校の給食で済ませ、夕食などそれ以外の食事については、バスケットボールクラブの活動前あるいは活動後に飲食店での外食やコンビニエンスストアで弁当などを購入することで済ませていた。なお、平成24年3

月末の教員退職後は、昼間新住所地にすることが多いので、当所で調理をすることもあった。
オ 入浴については、新住所地ではあまり入らず、たまにシャワーを使用したり、前住所地において入浴したり、公衆浴場に月に１、２度行っていた。また、トイレは新住所地にいる時間は当所を使っていた。なお、教員を退職した後は昼間に新住所地にすることになったので、ガスや水道の使用量も増えた。

カ 洗濯については、下着等の小物類は新住所地で洗っていたものの、それ以外は前住所地に居住する妻が洗濯物を前住所地に持っていく、当所で行っていた。

キ 同居する娘については、外出しているときが多く、自分とは日々の活動の時間も異なっていたため、あまり一緒にいる時間はなく、一日全く顔を見ないこともあった。教員退職後は一緒に食事をとることもあった。

(３) 前住所地における当選人の生活実態について

前住所地には新住所地に転居後も特定非営利法人柏葉バスケットボールクラブ（以下「ＮＰＯ法人」という。）の活動の打ち合わせなどで週に１、２回は行っていた。その際に妻が作る料理を食べたり、入浴したりもしていた。また、新住所地に戻らず、前住所地に宿泊することもあった。

２ 当委員会が認定した事実

市委員会、申立人及び当選人を含む関係人が提出した証拠物等から次の事実が認められる。

- (１) 当選人は、大学卒業後、教員となり、平成２４年３月３１日をもって教員を退職した。なお、退職した時点での勤務先は朝霞市立朝霞第七小学校である。
- (２) 当選人は、昭和６０年３月２８日に前住所地に東京都目黒区から転居した。
- (３) 当選人は、埼玉県志木市柏町地域を主な活動区域とし、小学生のミニバスケットボールの普及発展を目的とした柏葉バスケットボールクラブを設立し、現在に至るまで当クラブの代表として活動している。なお、東京都東久留米市においても東京柏葉バスケットボールクラブを設立し、平成２３年９月には両クラブをＮＰＯ法人とし、内閣府により特定非営利法人としての認証を受けている（当選人は当法人の代表者でもある。）。
- (４) 当選人は、平成２３年１１月２１日を転入日として、前住所地から新住所地に転入した旨を、同日に志木市長に届け出た。なお、当該届出時に当選人の娘１人についても、新住所地における世帯の同居人として転入した旨を併せて志木市長に届け出た。
- (５) 当選人は、新住所地への転入後、平成２３年１２月１２日に朝霞市教育委員会経由で埼玉県教育委員会に住所変更届を提出した。
- (６) 新住所地は、少なくとも平成２２年４月１６日から新座市内の不動産業者を貸主として賃貸借契約が締結されており、当選人が当所に居住する以前の用途はＮＰＯ法人の従たる事務所としての使用であった。
- (７) 新住所地の電気、ガス及び上水道の各使用量については、当選人が新住所地に転居してきた後の平成２３年１２月請求分から平成２４年４月請求分（上水道については平成２４年１月請

求分から同年５月請求分）までの電気、ガス及び上水道使用量は、最も多い月でそれぞれ７０ kWh、５．９ m³、１５ m³、最も少ない月でそれぞれ２０ kWh、０．１ m³、１ m³であった。

さらに、当委員会の調査によれば、同所に当選人が転居する前の平成２２年４月請求分から平成２３年１１月請求分（上水道については平成２２年５月請求分から平成２３年１１月請求分）までの電気、ガス及び上水道使用量は、最も多い月でそれぞれ４９ kWh、０．６ m³、２ m³、最も少ない月でそれぞれ１５ kWh、０．０ m³、０ m³であった。

- （８）前住所地の電気及び上水道使用量については、資料の提出を各供給事業者（株式会社東京電力武蔵野支社及び東京都水道局）あてに依頼したが、個人情報のため公開できない旨回答があった。なお、前住所地の住宅はいわゆるオール電化住宅のため、ガスは使用していない。
- （９）当選人は、所有する自動車の保管場所として、志木市内の不動産業者との間で平成２４年１月７日から平成２５年１月６日までを契約期間とする駐車場賃貸借契約を平成２４年１月７日に締結した。
- （１０）当選人は、本件選挙に立候補し、１，３６１票の得票数で当選した。

３ 証人の証言等について

当委員会が関係人に証言を求め、近隣住民への聴き取り調査を行った結果は、次のとおりである。

- （１）当選人の後援会の代表者であり、NPO法人の理事でもある証人大上道孝（以下「大上」という。）は、平成２４年１月から３月までの間に３回、他のスタッフ４名とともに、夜間に打ち合わせをするため新住所地へ訪問し、そのうち２月中旬の訪問では当選人の娘とも会ったと証言している。また大上は、訪問の際にベッドと敷いたままの布団の存在を見て、当選人が新住所地に住んでいるという思いを持ったと証言している。
- （２）当委員会による近隣住民への聴き取り調査の結果、当選人の居住実態に関する明確な証言は得られなかった。

４ 当委員会の判断

公職選挙法（以下「法」という。）第９条第２項には、「日本国民たる年齢満２０年以上の者で引き続き３箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、法第１０条第１項第５号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満２５年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き３箇月以上、すなわち平成２４年１月１５日から同年４月１５日までの間、志木市内に住所を有する者」であることが必要である。

また、住所については、民法第２２条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、「ここにいう住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本

拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものと解するのが相当である。」(平成9年8月25日最高裁判所判決)とされている。

こうした観点から、申立人の主張について、次のとおり判断する。

(1) 申立理由(1)について

申立人は、当選人が住民基本台帳上の転入届という事務手続きはしているものの、新住所地での電気、ガス及び水道の使用量が少ないことから生活の実態がなく、当選人とその娘の2人で生活していた根拠はないと主張するが、申立人からはその主張を裏付ける客観的証拠は提出されず、また有効な証言もなく、その根拠は専ら推量又は伝聞の域にとどまっている。

確かに、当選人が新住所地に転居した後の当所における電気、ガス及び上水道の使用量は一般の生活様態の場合と比較して少量であること、また、新住所地が当選人の転居前にNPO法人の事務所として使用されていたときの電気、ガス及び上水道の使用量と転居後の使用量に大きな変化がないことは不自然と言わざるを得ない。

しかし、電気使用量については、当選人が主張する新住所地での生活実態と照らし合わせ、継続的に使用される冷蔵庫や蛍光灯の消費電力量、テレビ等の待機電力量程度のものとすれば、明らかな矛盾が生じているとまでは言えない。また、ガスや上水道の使用量については、それらがゼロでない以上その使用を否定することはできず、これら使用量の少なさのみをもって新住所地が住所でないと判断することはできない。

以上、本件選挙が行われた平成24年4月15日までの3か月間の当選人の住所について、申立人及び当選人の主張その他証拠を総合的に審理した結果、引き続き新住所地に住所を有していたと判断せざるを得ないという原決定は正当なものであり、それを覆すに足る証拠はなかった。

よって、申立理由(1)は理由がない。

(2) 申立理由(2)について

申立人は新住所地の部屋の面積について疑問があると主張する。

確かに当該面積は、NPO法人の事務所、所属する政党及び後援会の事務所として使用しながら、当選人とその娘が生活するのに十分な広さであるとは言えないが、その面積や用途だけをもって、大人2人が生活することが全く不可能であるとまでは言えない。また、申立人からこれを証するに足る証拠も提出されていない。

よって、申立理由(2)は理由がない。

(3) 申立理由(3)について

申立人は、当選人が教員として勤務していた当時の地方公務員法違反及び公務員の選挙運動の禁止規定違反について主張するが、これは当選人が適法に当選人たり得る資格を有するか否かという判断に何ら影響を与えるものではない。即ち、法第206条に規定する当選の効力に関する本件争訟において、当選無効となる違法事由は「当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされており、申立人の当該主張は本件争訟

における当選無効原因のいずれにも該当しない。

仮に、申立人の主張する事実があるとしても、その事実の確認及び罰則規定の適用は当委員会の担任するところではない。

よって、申立理由（３）は理由がない。

- ４ 以上のとおり、申立理由（１）から（３）は、いずれも理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の主張は認められず、法第２１６条第２項において準用する行政不服審査法第４０条第２項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成２４年９月２５日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 滝 瀬 副 次

委 員 石 田 昌 彰

委 員 矢 部 操

委 員 山 本 晴 造